

本人確認書類の添付について (全ての等級の受検者が対象となります)

平成29年度後期技能検定の受検申請から「本人確認書類」の添付が必要となりました。
つきましては、以下のいずれかの書類の写しを添付してください。

- ①運転免許証、個人番号カード（個人番号が記載されている箇所は黒塗りすること）その他の日本の官公庁が発行した身分証明書（氏名及び生年月日が確認できるものに限る。）
- ②特別永住者証明書、在留カード
- ③健康保険被保険者証
- ④生徒手帳、学生証（氏名及び生年月日が確認できるものに限る。）
- ⑤外国政府が発行した旅券（写真欄及び日本国査証欄）

注意：本人確認書類は申請後、返却いたしませんので、必ず写しを添付して下さい。

注意事項

必ずお読み下さい

- ①申請書を受理した後は、いかなる理由があっても手数料はお返ししません。（ただし、締切後1週間以内は可）
- ②申請書受理後、免除資格のあることが判明しても試験の免除はできませんので十分ご注意下さい。
- ③同時に2つ以上の検定職種（作業）の受検申請は原則としてできません。
- ④設備の都合上受検人員を制限することもあります。又受検者が少ない検定職種（作業）については、実技試験を実施しないことがあります。（その場合、受検手数料は返還いたします。）
- ⑤機械加工職種及び放電加工職種を受検される方は、機械の制限等がありますので受検申請前にあらかじめ当協会にお問い合わせ下さい。
- ⑥射出成形作業及び電気めっき作業の実技試験は試験場の都合により定員に制限があるため、受検申請前にあらかじめ当協会にお問い合わせ下さい。
- ⑦鋼製下地工事作業及びボード仕上げ工事作業の実技試験については設備の都合により、対応人数を超えた場合は受付を終了させていただくこともあります。
- ⑧インフレーション成形作業の実技試験は他県で実施する予定です。
- ⑨実技試験実施日が未定となっている検定職種（作業）については、平成30年6月5日（火）から平成30年9月9日（日）までの間の指定する日に実施します。（但し、金属熱処理職種を除いた3級職種は6月5日（火）から8月12日（日））
- ⑩受検票は6月末日までに発送を完了する予定にしております。もし7月9日になっても受検票が届かない場合は必ずご連絡ください。
- ⑪下記の検定職種（作業）の実技試験は6月又は7月初旬に実施する予定にしておりますので、5月末日までに受検票が届かない場合は至急ご連絡ください。
・射出成形作業 ・鋼製下地工事作業 ・ボード仕上げ工事作業
・築炉作業 ・防水施工職種 ・溶融ペイントハンドマーカール作業
- ⑫職種（作業）によって、「ガス溶接作業主任者免許証」「ガス溶接技能講習修了証」及び「安全・衛生特別教育修了証」を携帯していないと実技試験を受検できないのでご注意ください。（詳しくは9～13ページ参照のこと）
- ⑬体が不自由等で受検にあたって特別な配慮をする必要がある方は、申請時に申し出てください。
- ⑭試験基準、合格基準、試験概要、実技試験の採点項目及び配点、学科試験に適用される法令・規格等については、当協会ホームページに掲載しておりますので、ご確認ください。（TOPページより【試験・資格】→【技能検定試験】）